

横須賀市報

第1855号

発行日 発行所 横須賀市小川町11番地
毎月 横須賀市役所
編集兼 横須賀市長
10日 発行人 上地克明
25日 印刷所 (有)宮村印刷所

目次

告示

◇特定教育・保育及び特別利用教育に要する費用の額について…………… 15077

◇地縁による団体の認可について…………… //

◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除について…………… //

◇市道路線認定、道路区域決定及び供用開始について…………… //

◇市道路線廃止について…………… 15078

◇道路区域変更及び供用開始について…………… //

公告

◇市民税・県民税の納税通知書の公示送達…………… //

◇開発行為の工事完了について…………… //

◇固定資産税・都市計画税ほか2件の督促状の公示送達…………… 15079

◇新型コロナウイルス感染症の予防接種について中一部改正…………… //

上下水道局告示

◇指定給水装置工事事業者の指定について…………… //

◇指定下水道工事店の指定について…………… //

農業委員会告示

◇農業委員会総会の招集について…………… 15080

告示

横須賀市告示第1号

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）第16条の規定により市が定める額は、令和4年4月1日から次のとおりとします。

なお、平成29年横須賀市告示第65号（特定教育・保育及び特別利用教育に要する費用の額について）は、廃止します。

令和5年1月10日

横須賀市長 上地 克明

年齢区分	認定区分	
	教育標準時間認定	
	幼稚園	認定こども園
4歳以上児	40,880円	50,000円
3歳児	—	63,600円

備考 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第1項の規定により、同法第19条第1項第1号に掲げる区分に認定したものを「教育標準時間認定」という。

横須賀市告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

令和5年1月10日

横須賀市長 上地 克明

- 名称
森崎リアンシティ自治会
- 規約に定める目的
会員相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと。
- 区域
森崎5丁目1番及び16番から27番までの区域
- 主たる事務所
横須賀市森崎5丁目21番10号
- 代表者の氏名及び住所
高橋 佐年
横須賀市森崎5丁目23番9号
- 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
無
- 代理人の有無
無
- 解散の理由
(1) 破産
(2) 横須賀市長の認可取消し
(3) 総会の決議
(4) 構成員の欠亡
- 認可年月日
令和5年1月10日

横須賀市告示第3号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、令和4年横須賀市告示第136号（土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について）で指定した土地の区域の一部の指定を解除します。

令和5年1月10日

横須賀市長 上地 克明

- 指定を解除する土地の区域
横須賀市三春町3丁目16番14及び三春町4丁目9番1の一部
- 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去の実施

横須賀市告示第4号

市道路線認定、道路区域決定及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条及び第18条の規定に基づき、次のように市道の路線を認定し、道路の区域を決定し、及び令和5年1月10日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和5年1月10日

横須賀市長 上地 克明

路線名	起終	点	敷地の幅員	延長	重要な経過地
7,783	池田町1丁目6番の34地先から 池田町1丁目3番の20地先まで	点	メートル 5.5～ 8.0	メートル 165.1	

7,784	池田町1丁目11番の40地先から 池田町1丁目11番の12地先まで	5.9~10.9	117.0	
7,785	池田町1丁目11番の13地先から 池田町1丁目11番の12地先まで	4.0~ 6.8	50.8	
7,786	池田町1丁目11番の6地先から 池田町1丁目11番の26地先まで	4.0~ 6.3	52.2	

横須賀市告示第5号

市道路線廃止に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和5年1月10日

横須賀市長 上 地 克 明

路線名	起 終	点 点	重要な経過地
-----	-----	-----	--------

3,371

武3丁目3949番の乙地先から
武3丁目3993番地先まで

横須賀市告示第6号

道路区域変更及び供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和5年1月10日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市土木部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和5年1月10日

横須賀市長 上 地 克 明

路線名	旧新別	区 間	敷地の幅員	延 長
467	旧	西逸見町1丁目75番の11地先から 西逸見町1丁目74番の4地先まで	メートル 1.8~ 2.7	メートル 13.3
	新	西逸見町1丁目47番の1地先から 西逸見町1丁目74番の4地先まで	1.8~ 3.7	20.4
468	旧	西逸見町1丁目47番の21地先から 西逸見町1丁目47番の25地先まで	1.8~ 2.7	26.3
	新	西逸見町1丁目39番の20地先から 西逸見町1丁目47番の25地先まで	3.2	4.6
3,370	旧	武3丁目4000番地先から 武3丁目4027番地先まで	1.2	92.2
	新	武3丁目4000番地先から 武3丁目4024番地先まで	1.2	1.3
3,371	旧	武3丁目3948番地先から 武3丁目4038番地先まで	1.8~ 2.3	175.6
	新	武3丁目3948番地先から 武3丁目3949番の乙地先まで	1.8	5.7
7,515	旧	池田町1丁目6番の46地先から 池田町1丁目11番の27地先まで	6.0	12.3
	新	池田町1丁目11番の36地先から 池田町1丁目11番の27地先まで	5.2~ 7.8	64.8

公 告

横須賀市公告第231号 (令和4年12月27日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年12月27日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和4年度	市 民 税 県 民 税	定期賦課分

(別紙略)

横須賀市公告第232号 (令和4年12月27日 掲 示 済)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和4年12月27日

横須賀市長 上 地 克 明

許可年月日及び許可番号	工事完了検査済証交付年月日及び交付番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和4年7月6日 令4開第3号	令和4年12月19日 令4第12号	横須賀市森崎4丁目405番11	東京都西東京市東伏見三丁目6番19号 タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一 裕

令和3年10月18日 令3開第8号	令和4年12月20日 令4第13号	横須賀市三春町2丁目28番6ほか 1筆	横須賀市日の出町一丁目12番地 かつ七総合管理株式会社 代表取締役 中來田 理 世
----------------------	----------------------	------------------------	---

横須賀市公告第1号 (令和5年1月6日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年1月6日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	期 別	発付年月日
令和3年度	固定資産税 都市計画税	第2期分	令和3年8月26日
		第3期分	令和4年1月27日
		第4期分	令和4年3月23日
令和4年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	第2期分	令和4年9月29日
		第3期分	令和4年11月29日
	固定資産税 都市計画税	第1期分	令和4年6月29日
		第2期分	令和4年8月30日
		9月随時	令和4年10月27日

横須賀市公告第2号

新型コロナウイルス感染症の予防接種について(令和4年横須賀市公告第162号)の一部を次のように変更します。

令和5年1月10日

横須賀市長 上 地 克 明

第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 使用するワクチン

(1) 初回接種

次のアからエまでに掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれアからエまでに定める者である予防接種の対象者(既に第2号、第3号又は第4号に掲げる接種を受けた者を除く。)に対して接種する。

ア コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。) 12歳以上の者

イ コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。) 1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者

ウ 組換えコロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。) 12歳以上の者

エ コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SAR

S-CoV-2)(令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。) 1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者

(2) 第一期追加接種

次のア及びイに掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれア及びイに定める者である予防接種の対象者(既に第3号又は第4号に掲げる接種を受けた者を除く。)に対して接種する。

ア コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。) 12歳以上の者

イ コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。) 5歳以上12歳未満の者

(3) 第二期追加接種

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)を使用し、18歳以上の者である予防接種の対象者(18歳以上60歳未満の者には、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)(既に第4号に掲げる接種を受けた者を除く。)に対して接種する。

(4) 令和4年秋開始接種

次のアからウまでに掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれアからウまでに定める者である予防接種の対象者に対して接種する。

ア コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。) 12歳以上の者

イ コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの(第1号及び第2号に掲げるものを除く。))であって、トジナメラン及びビルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。) 12歳以上の者

ウ 組換えコロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。) 18歳以上の者

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第1号

横須賀市水道事業給水条例(昭和33年横須賀市条例第24号)第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和5年1月10日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代表者名	所在地	指定年月日	有効期限
617	有限会社矢部設備	矢部昌俊	横浜市港南区芹が谷二丁目20番32号	令和4年12月13日	令和9年12月12日

横須賀市上下水道局告示第2号

横須賀市下水道条例(昭和41年横須賀市条例第29号)第6条

及び指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第2条の規定に基づき、令和9年3月31日まで次に掲げる工事店を本市指定下水道工事店として指定しました。

令和5年1月10日
横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工 事 店 名	代表者名	所 在 地	指定年月日
須 420	有限会社矢部設備	矢 部 昌 俊	横浜市港南区芹が谷二丁目20番32号	令和4年12月13日

農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第1号（令和5年1月4日）
掲 示 済

令和5年第1回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。

横須賀市農業委員会
会長 田 丸 定 雄

- 1 日時 令和5年1月10日午後3時
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所 301 会議室
- 3 会議に付議すべき事項
 - (1) 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
 - (2) 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
 - (3) 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (4) 非農地証明申請について
 - (5) 生産緑地の農業従事者への買取りあっせん結果について
 - (6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 - (7) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
 - (8) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について